

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成29年4月10日(月)午後3時00分

場所 熊本市中央区花畑町9番1号 熊本市役所別館(駐輪場)8階大会議室

農業委員49名

1番 福田 誠也	2番 津田 征士郎	3番 牧野 正治
4番 上妻 孝市	5番 藪田 英明	6番 西富 大二郎
7番 網田 稔	8番 梅田 義弘	9番 西川 秀文
10番 三原 勉	11番 山田 明文	12番 木下 三智也
13番 緒方 一臣	14番 山口 謙藏	15番 松原 信博
16番 嶋村 鎮雄	17番 藤本 照義	18番 志柿 茂喜
19番 村上 智弘	20番 園田 操	21番 森 日出輝
22番 園川 良二	23番 竹原 孝昭	24番 坂口 信行
25番 清崎 勝矢	26番 上田 定信	27番 馬原 清隆
28番 榊永 築	29番 杉本 清和	30番 福原 幸一
31番 牧坂 邦夫	32番 林田 智博	33番 高群 藤雄
34番 谷口 憲治	35番 北口 和皇	36番 梅田 誠也
37番 角居 登	38番 田上 正富	39番 橋本 春利
40番 村上 正春	41番 南 順二	43番 田上 辰也
44番 中川 宣長	45番 山下 知文	46番 赤木 英雄
47番 米村 昌昭	48番 山田 博幸	49番 一木 文雄
50番 橋本 義則		

欠席委員(上記49名中4名が欠席)

20番 園田 操	23番 竹原 孝昭	28番 榊永 築
35番 北口 和皇		

午後3時00分 開会

事務局

皆様、こんにちは。

それでは、ただいまより、熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数49名中45名でございまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長

皆さん、こんにちは。

きょうは足元の悪い中に、農業委員会の総会にご出席いただきまして本当にありがとうございます。

また、4月になりまして、昨年の熊本地震からもうすぐ1年がたとうとしております。改めまして犠牲になられた方々のご冥福をお祈りいたします。また、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

本日は、平成29年度の第1回の総会となります。審議内容は農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画案などが、主なものとなります。そして、審議の後には、来年4月にスタートします新たな体制の農業委員会についての説明もあります。

それでは、総会の審議がスムーズに進行できますように、皆様のご協力をよろしく願いいたします。

事務局

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

議 長

それでは、議事に入ります前に、総会次第の3の議事録署名者及び総会書記の指名をします。

本日の議事録署名者には1番の福田誠也委員と3番の牧野正治委員を、書記に事務局の坂本己喜参事を指名いたします。よろしく願いしておきます。

また、本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から、第6号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、6件でございます。

議事に入ります前に議案の訂正がありますので、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

すみません、本日も訂正がありますのでよろしくお願い致します。

まずは総会資料を1枚開いていただきまして、目次のほうから訂正をお願いいたします。目次のまず第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請と、こちら1件取り下げがっておりますので、36件を35件と訂正方お願いいたします。これに伴いまして合計数、一番下段の221と書いてありますものを220と訂正方お願いいたします。

続きまして、個別のものに入っております。

1ページをお開きください。2番ですけれども、こちら取り下げに





いますけれども、こちらのまず5年のほうを「3年8カ月」と、これに伴いまして開始年月日ですけれども、今「平成27. 12. 19」と、こちらを「平成29. 4. 15」と、29年4月15日に訂正方をお願いします。これは同じ情報が、119番の契約期間も全て今のとおりで訂正方お願いします。

また、119番の譲渡人ですけれども、今「●●●」様と表記してあるかと思えます。こちら正式なものは「●●●」様、漢数字の●に伸びる。にんべんに申すです。「●●」様と、また、「昭和●●年」を「昭和●●年」と訂正方お願いします。

続きまして、70ページになります。表ですけれども、また同じく面積の田ですけれども、今2万83と表記してあるかと思えます。6年未満です。こちらのほうは1万9,092と、「19,092」と訂正方お願いします。また、右のほうの6年未満の畑についても、ただいま「599」と表記してあるものを「1,590」に訂正をお願いします。これに伴いまして、田、畑それぞれ一番下段の合計数ですけれども、ただいま4万7,740と、これを4万6,749と、「46,749」と、また、畑についても「1,590」と訂正をお願いします。

次に、71ページですけれども、1番、土地の所在ですけれども、上のほうの情報、「南区荒尾●●●●●●●● 田」と表記してありますこちらの「田」を、「畑」と訂正方お願いします。また、右側のほうにスライドしていきますと、「支払い方法」で今「水稻」と書いてありますこちらを、「畑作物」と訂正方お願いします。

次に、75ページの11番の土地の所在ですけれども、「南区城南町●●●●●●●●」と表記してあります。こちらを「●●」と、つちへんに唐です。

最後になります。76ページの1番、土地の表示ですけれども、「東区小山町●●●● 畑1,445.00㎡他2筆」、こちらを「1筆」と、2のほうを1と訂正方お願いします。

すみません、訂正が多くて申しわけありません。

以上です。

議 長

それでは初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、35件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いします。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の譲受人は、東区画図町大字所島にお住まいの専業農家で、子への贈与のため農地の所有権を移転する申請です。申請地には許可後は大豆を作付されます。

以上、1番につきまして先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。2番は取り下げでございまして、3番。

10番 三原勉委員

10番委員、三原です。

3番から5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番から5番は関連で、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は水稻を栽培されている専業農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上3件につきまして協議、検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、3番から5番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、6番。

4番 上妻孝市委員

4番委員、上妻です。

6番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

6番は、同居の孫へ贈与される申請です。譲受人はミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

以上1件、さきの地区委員会で協議した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、6番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、7番。

18番 志柿茂喜委員

18番委員、志柿です。

7番から12番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番から9番は関連で、新規就農のための賃借権設定の申請です。賃借人は許可後は水稻をつくられる計画です。先日の地区委員会に出席いただき事業計画等を聞き取りいたしました。営農については何ら問題がないことを確認いたしました。

10番は、農地所有適格法人の賃借権設定のための申請です。賃借人の法人は南阿蘇村で耕作されており、申請地にはハーブ、タマネギ、ジャガイモをつくられる計画です。

11番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻とネギを作付されており、許可後はネギをつくられる計画です。

12番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻と自家用野菜を作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

以上6件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当である

との協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、7番から12番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、13番。

### 32番 林田智博委員

32番委員、林田です。

13番から15番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

13番は、公売の結果報告です。

14番と15番は関連で、経営拡張のため賃借権設定の申請です。許可後は水稻とナスをつくられる予定です。

以上3件、先日の地区委員会において、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、13番から15番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、16番。

### 30番 福原幸一委員

30番委員です。

16番から18番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

16番から18番は関連で、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は水稻と麦を作付されており、許可後は水稻と麦をつくられる予定です。

先日の地区委員会において検討した結果、いずれも農地法第3条第

2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま、16番から18番まで地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、19番。

#### 14番 山口謙藏委員

14番委員、山口です。

19番から21番について、地区委員会の協議状況を報告します。

19番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲とサツマイモをつくっており、許可後は水稲を作付される予定です。

20番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は水稲とキュウリをつくっており、許可後は水稲とキュウリを作付される予定です。

21番は、経営移譲年金受給の継続のための使用賃借権設定の再設定の申請です。借り人は水稲と露地野菜をつくっており、許可後は水稲と露地野菜を作付される予定です。

以上3件、協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま、19番から21番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、22番。

#### 13番 緒方一臣委員

13番委員、緒方です。

22番から23番について、地区委員会での検討状況を報告いたし

ます。

22番、23番は関連です。農地の集団化のため交換をされる申請です。許可後は22番はサツマイモ、23番はキャベツをつくられる計画です。

以上2件、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可の要件に該当しないと確認しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、22番、23番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、24番。

#### 34番 谷口憲治委員

34番委員、谷口でございます。

24番から36番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

24番と25番は関連でございます。農地所有適格法人設立による賃貸借の申請でございます。許可後は水稻とキャベツを作付される予定です。先日の地区委員会に出席をいただき、営農計画等、聞き取り調査を行いました。何ら問題がないことを確認いたしております。

26番から28番は関連でございます。独立就農のための賃貸借と使用貸借の申請でございます。許可後はイチゴ、ニンニク、ブロッコリーを作付される予定です。先日の地区委員会に出席をいただき、営農計画等、聞き取り調査を行いました。何ら問題がないことを確認をいたしております。

29番は、子への贈与のための申請です。申請人は果樹を栽培する専業農家で、許可後はミカン、梨、スモモを作付される予定です。

30番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請人は果樹を栽培する専業農家で、許可後はミカンを作付される予定です。

31番と32番は関連でございます。後継者へ経営移譲のための所有権移転の申請です。申請人は水稻と園芸作物を栽培する専業農家で、許可後は水稻、施設野菜を作付される予定です。

33番は、経営拡張のための所有権移転申請でございます。申請人

は水稻と柿を栽培する専業農家で、許可後は水稻を作付される予定で  
ございます。

34番は、後継者へ経営移譲のための使用貸借権設定の申請でござ  
います。申請者は水稻、ナス、スイカを栽培される専業農家で、許可  
後はスイカとナスを作付される予定でございます。

35番、36番は関連でございます。耕作の便宜上交換のための所  
有権移転の申請です。許可後はそれぞれ露地野菜を作付される予定で  
ございます。

以上13件、地区委員会で検討いたしました結果、農地法第3条第  
2項各号の不許可要件に該当しないことを、協議、確認いたしてお  
ります。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、24番から36番について地元委員より報告がございま  
したが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 　　続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、  
10件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基  
準に照らし、地区委員会で協議状況の報告をお願いします。  
それでは、1番、お願いします。

#### 16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたし  
ます。

1番は、養豚業などを営む個人が、農地を豚舎、農業用倉庫へ転用  
する申請です。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域  
内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土壌が、高性  
能農業機械による営農に適する農地で、甲種農地であると判断されま  
す。甲種農地は原則不許可ですが、農業用施設、そのほか地域の農業  
の振興に資する施設の用に供するために行われるものに該当し、不許  
可の例外に該当するものと判断をいたしました。土地利用計画は、申  
請者は現在養豚業を営んでいますが、さきの熊本震災により豚舎と農  
業用倉庫が被災したため、融資等活用型補助事業を活用し生産効率の

向上を目指し、豚舎2棟及び農業用倉庫3棟を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断をいたしました。資金計画と証明、給排水計画、隣接同意、被害防除などについては問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。また、熊本市東区農業振興課からの補助金等交付決定通知書の写しの添付がなされております。工事完了は、平成29年12月20日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認いたしております。なお、昭和58年から61年に無断で増改築を行っていたため、反省されている旨のてんまつ書の添付がなされております。

以上、1番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

#### 10番 三原勉委員

10番委員、三原です。

2番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

2番は、農業用の車両及び資材置き場への転用申請です。農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、コンバイン、トラクター、トラック、バックホー等の車両及び、ミカンコンテナ、肥料等の資材置き場として整備される計画で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事期間は、平成29年5月1日から平成29年5月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものだと判断しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

#### 18番 志柿茂喜委員

18番委員、志柿です。

3番と4番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、個人住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、総事業面積448.26㎡のうち、転用面積379㎡に個人住宅1棟、建築面積85.73㎡で、妥当な面積であると思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、平成29年6月1日から平成29年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

4番は、漁業用倉庫建設のための転用許可申請です。申請人は漁業を営まれており、自宅横の土地を選定されたものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、ノリ乾燥用倉庫、貯水槽及び通路で、妥当な面積と思われます。一部、許可なしに転用されており、始末書の提出を受けております。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成29年5月1日から平成30年5月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、3番、4番について地元委員より報告がございましたが、こ

の件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、5番。

#### 12番 木下三智也委員

12番委員、木下です。

5番、6番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、営農型太陽光発電設備の一時転用期間満了に伴う再度の許可申請です。期間は平成29年4月21日から平成32年4月30日までの3年間です。農地区分は、10ha以上の広がりのある優良農地で甲種農地と判断されます。土地利用計画は、事業面積4,244㎡に、太陽光パネル支柱324本及び、キュービクル2基を設置し、合計一時転用面積は36.1㎡で、妥当な面積と判断されます。営農状況については、一期作目は、大雨等の影響により葉部の分化が妨げられ出荷には至りませんでした。二期作目については、以前より定植していた苗が分化し、平成26年6月下旬には株丈60cm程度に葉は生育し、平成28年7月下旬より収穫が可能となりました。平成28年9月下旬まで収穫を行い、総計279kgを出荷し、なおかつほかの圃場よりミョウガの苗株の発注を受け、苗株を400kg出荷しています。平成28年も、梅雨時期の雨量が多かったことを原因として収量が、地域の平均的単収と比較して2割以上の減収となりましたが、収量増加のため土壌の管理、除草、病害虫防除に注力しておられ、地区委員会においても役員会で協議されました。更新に関する事項を踏まえ、今後3年間の規定量の数量の確保に努力されるよう要請したところです。また、今後も地区委員会の定期的な現地確認を行うこととし、今回の申請に対する許可はやむを得ないと判断しました。

6番は、個人住宅建設に伴う道路後退部分の転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、議案書18ページ23番の農地法第5条申請と同時申請の農地と、ほかの地目とを合わせて488.65㎡の事業面積のうち、道路後退部分の0.28㎡で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等は問題ありません。工事計画は、許可日から平成30年6月30日の予定で、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地確認、調査を行い、立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、5番、6番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、5番は3,000㎡を超えるわけでございますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。また、6番は申請どおり許可することに決定いたします。

　　続きまして、7番。

30番 福原幸一委員

　　30番委員です。

　　7番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

　　7番は、進入用道路のための転用許可申請です。農地区分は、おおむね10ha以上の広がりのある一団の区域内にある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、市道から自宅への進入用道路で一部転用の156.8㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。ただし、許可を得ないで利用していたことについて深く反省されており、始末書の提出がっております。

　　以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果がございました。ご審議方、よろしく願いします。

議 長 　　ただいま、7番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、8番。

### 13番 緒方一臣委員

13番委員、緒方です。

8番から9番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番は、営農型太陽光発電設備の一時転用許可の更新の申請です。農地区区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、一時転用の申請のため不許可の例外規定に該当すると思われます。太陽光パネルの支柱及びフェンスの支柱に係る部分の転用で、一時転用です。太陽光パネル下部の営農状況は、ミョウガとサカキを栽培されておりますが、過去3年間の販売実績はありません。営農の継続の要件に、地域の平均的な単収と比較しおおむね2割以上減少している場合、一時転用の更新が認められない規定となっておりますが、災害等があった場合は総合的に勘案するようになっているため、現地において申請者から営農状況について聞き取り調査を行いました。

平成26年の一時転用の許可後、太陽光パネルの設置がなされ営農が開始されました。ミョウガとサカキを栽培される計画です。ミョウガは高架台を使用しての栽培を計画され、平成27年3月に定植されましたが、平成27年8月23日発生台風15号により高架台が被害に遭い、収穫できなかったそうです。昨年は知見者らの意見を取り入れ地植えに変更し、土壌消毒を行い、平成28年3月に作付を行われたそうです。しかし、平成28年6月16日の集中豪雨により土壌が浸水状態となり根腐れを起こし、収穫できなくなったそうです。3年目となる平成29年は出荷が可能とのことですが、作物に病気が発生した場合、多方面から原因究明を行い対応するとの申請者からの説明がありました。また、知見者の意見書も収穫可能との意見であります。申請者に、水害に対する予防の徹底や、土壌についての意見並びに販売実績を上げるように指導を行いました。

サカキについては、定植後2年間は成長促進時期として収穫せず、3年目の平成29年から出荷の計画となっており、本年は出荷できるとの申請者からの説明があり、知見者からの意見書にも同様の記載があります。サカキも同じく販売実績を上げるように指導を行いました。さらに今後経過観察が必要と思われるので、農業委員会本地区委員会は、作物の生育状況を定期的に現地調査を行っていくと申請人に告げました。

更新の許可要件は、当初許可要件の確認を行い、下部の営農状況を十分勘案し総合的に判断することであり、太陽光発電設備が原因とは言えない。やむを得ない事情により単収の減少等が見られる年がある場合には、その

事情及びそのほかの年の営農状況を、十分勘案して判断することとなっております。現地調査及び申請人への聞き取り調査の結果、太陽光発電設備が原因とは言えない。やむを得ない事情により収穫実績がなかったものと思われ、営農努力が行われていることは、現地の状況及び申請人提供の写真からも見てとれました。よって営農の継続は可能であると判断しました。

熊本市農業委員会役員会で協議された営農型太陽光発電の更新に関する事項を踏まえ、申請人には収穫できない事情は認められるものの、販売実績がないので更新される一時転用の期間は2年間が妥当との見解であり、その2年間に必ず販売実績を上げてもらうことが必要であると協議しました。

9番は、農家住宅を建設するための申請です。農地区分は、土地改良事業が行われている一画で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、土地改良法第7条第4項に規定する非農地に定められた用途に供するものであり、不許可の例外規定に該当すると思われる。土地利用計画は、木造平屋建て1棟と農業資材置き場を計画されており、妥当な面積と思われる。農区长及び土地改良区の排水同意、また、土地改良区からは、転用申請に関し問題なしとの同意書が添付されています。周辺農地との調整も済みであり、事業に必要な資金証明も添付されています。工期は12月31日までを計画されています。

以上2件、さきの地区委員会にて現地調査を行い、協議、検討の結果、立地基準、一般基準ともに満たされていると判断されます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、8番、9番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

　　どうぞ。

#### 16番 嶋村鎮雄委員

　　いいですか。8番のほうは詳しく説明がありましたけれども、猶予期間が2年間ということですが、その後、最低の出荷の金額とか、もっと営農型太陽光発電に対しての共通認識というか、もう少し詳しくその周辺といいますか、そこら辺を伺えればと思います。同時期に始められた営農型の方も何名かおられると思うのですよ。その方たちは、生産が上がってある程度の実績があるということですかね。だから、ちょっと詳しくですね。状況を詳しく説明してもらおうと納得すつとですもんね。何かわけがわからんですもん。共通認識をするための質問です。

議 長            なので、今度はまた2年、今のそのいろいろ状況があつてそれなりだったということですから、また今度の2年間で収穫を上げて出すような、今、教育をしないといかんわけです。それで何ですか、今植えてあるのはミョウガですね。ミョウガが台風とか大雨でやられたというような状況でございまして、それをまた継続して、また今度2年間のうちにそれやって収穫を上げるということは出てます。金額は幾らか決まってませんが、とにかく収穫して出すということで、それを出して収穫してお金にすれば、いいということで、金額は、一体大体幾らでという金額は決まっていない話でございますけど。今、話があつたでしょう。

16番 嶋村鎮雄委員

でも、その5番と8番の方が、報告がないからこうなるのではないですか。

議 長            植えてあつたんですよ。写真は植えてあつたんですが、植えとつたそれがやられたという評価です。写真は撮つてあつと、実際植えてあつたとは、地元委員が持ってきてから見せられました。役員の方にも見せました。

9番 西川秀文委員

こういうふう（写真提示）に前半は、でけとつたつですよ。それから収穫間際になって、線虫が原因だろうということで根腐れして、後から根が抜くるごとなつた。それでも、手前だけはまあまあよかつた。ばつてん、出荷するまでは至らんだつたと、これが台風でやられて、2年目は地植えにしたら大雨で、道の上からの水が全部そこに流れ込んどるわけたい。そつで根腐れしてやられたちゅうこつで、努力は十分しとらすとたい。そつで代表委員会で話になつたとは、こういうふう努力はしとるばつてん、結果が出らんだつたけん、3年間の一時転用許可ではなく、2年間で結果を出してくれてということです。そつで、これは7反のうちの1反7畝がミョウガ、残りはサカキ、サカキは来年度から出荷ができるそうです。そういうことでございます。

議 長            この問題は、3,000㎡超えとるもんですから、県の農業会議へ意見をまた20日に聴取されるわけでございます。まあ、ここらでよかと思ひますけれども、どうですか。よろしくお願ひします。9番は、許可相当として申請することにいたします。

続きまして、10番。

3番 牧野正治委員

3番、牧野です。

10番について、地区委員会での協議状況を報告します。

10番は、貸し駐車場建設のための転用申請であります。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、事業面積596㎡に12台分の駐車スペース及び通路などで、転用面積としては適正なものと思われます。隣接法人へ貸される予定であります。事業計画、資金証明、排水同意もそろっております。土砂の流出、被害防除等の問題もないと思われます。工事期間は、平成29年6月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用基準を満たしているとの協議、確認をいたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長           ただいま、10番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。それから、さっきの8番、●●さんの問題、これは役員でも視察に行つて、教育ばいろいろ言っていこうかと思っております。やっぱ、役員も全部行ってびしゃつとして、ざらと思われちゃ困るもんですから、真剣に行つてお願いせにゃいかんと思っておりますけん、そこんところは、また皆さん方もよろしく願いしときます。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、41件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

#### 16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番から3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、父から子へ農地に使用貸借権を設定し、個人住宅及び公衆用道路へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い区域内にあり、第2種農地と判断されます。土地利用計画

は、個人住宅1棟及び、接している道路境から道路後退部分を公衆用道路として整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断をいたしました。資金計画と証明、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。開発許可につきましても、集落内開発制度指定区域内であり、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成29年11月30日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番、3番ですが、譲渡人が議席番号36番の梅田委員の同居の親族の方となっております。よって農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができません。梅田委員には、2、3番の審議終了まで議場から退室いただきます。よろしくお願いたします。

（梅田委員 退室）

議長 　　それでは、地元委員より2番、お願いたします。

16番 嶋村鎮雄委員

2番、3番は関連で、コンビニエンスストアなどを営む法人が、農地に貸借権を設定し店舗へ転用する申請です。農地区分は、市街地化の著しい区域内の農地で、上下水道管が埋設される道路の沿道にあり、500m以内に教育施設、医療施設がある第3種農地です。土地利用計画は、コンビニエンスストア店舗1棟、大型駐車場2台、普通車26台分を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、給排水計画、被害防除等は問題ありません。開発許可が必要となりますが、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成29年11月30日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上、1番から3番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を

行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、2番、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。それでは、梅田委員、入室をお願いします。

(梅田委員 入室)

議 長 　　続きまして、4番。

#### 17番 藤本照義委員

17番委員、藤本です。

4番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4番は、母から子へ使用貸借権設定をし個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い区域内にある第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟を建築される計画です。転用面積としては適正なものと判断されました。資金計画と証明、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。開発許可につきましても、集落内開発制度指定区域であり、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は、平成30年3月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、4番につきましては、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしていることの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、5番。

10番 三原勉委員

10番委員、三原です。

5番から10番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番の申請人は宅地建物取引業等を営む法人で、建売住宅建築のための所有権移転の転用申請です。農地区分は、市街地化が見込まれる区域で、市街地区域等に近接した10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、他地目133.88㎡をあわせた総事業面積3,374.88㎡に、建売住宅12棟の建築及び新設道路、公園等の整備で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課への事前審査の申請中とのこと。工事期間は、許可日から平成29年12月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

6番の申請人は、住宅の建築並びに販売等を営む法人で、建売住宅建築のための所有権移転の転用申請です。農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、建売住宅1棟の建築で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課への事前審査の申請中とのこと。工事期間は、平成29年6月1日から平成30年6月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

7番から10番は関連で、申請人は不動産の売買などを営む法人で、建売住宅建築のための所有権移転の転用申請です。農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、建売住宅3棟の建築及び新設道路の整備で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課の事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、許可日から平成30年3月31日までを

予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上6件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものだと判断しました。ご審議方、よろしく願いします。

議長 　　ただいま、5番から10番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　5番は3,000㎡を超えるわけですので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することにいたします。あとの6、7、8、9、10番までは、申請どおり許可することに決定いたします。

　　続きまして、11番。

#### 4番 上妻孝市委員

4番委員、上妻です。

11番、12番につきまして、さきの地区委員会で協議状況をご報告いたします。

11番は、個人住宅への転用申請です。申請者は現在借家にお住まいですが、よりよい生活環境を築くため住宅の建設を計画されました。農地区分は、中山間地の広がりがない小集団の農地のため第2種農地と判断されます。土地利用計画は、木造平屋建て個人住宅1棟64㎡の建設です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。工事期間は、許可後速やかに着工され、平成29年12月末までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

12番は、芳野校区第二町内自治会の駐車場への転用申請です。自治会では、公民館で開催される行事での駐車場が常時不足し、路上駐車が続かない状況で、その対策に苦慮されておられます。今回、公民館横の土地492㎡を確保し、11台分の駐車場として利用される計画です。農地区分は、中山間地の広がりがない小集団の農地のため第2種農地と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。工事期間は、許可後速やかに着工され、平成

29年7月末までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、11番から12番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、13番。

#### 18番 志柿茂喜委員

18番委員、志柿です。

13番から21番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

13番から16番は関連で、所有権移転による建売住宅建設のための許可申請です。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の広がりのない農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、総事業面積3,955.71㎡のうち、転用面積3,496.91㎡に建て売り住宅14棟で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で、開発景観課への事前審査の申請中とのことです。工事期間は、平成29年7月31日から平成30年7月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

17番は、賃借権設定による太陽光発電設備建設のための転用許可申請です。農地区分は、生産性の低い10ha未満の広がりのない農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、太陽光パネル250枚、発電容量49.5kwを設置で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、許可日から平成29年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

18番は、所有権移転による農業用資材置き場のための転用許可申

請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、農業用施設等に供するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、農業用機械、農業用資材で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成29年5月1日から平成29年5月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

19番は、使用貸借権設定によるユニットハウス設置のための転用許可申請です。震災により自宅を被災された土地所有者が、市との三者契約を経て入居されるものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、仮設工作物の設置、その他一時的な利用に該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、許可日から1年間限りで、転用面積259.91㎡にユニットハウスを設置するもので、妥当な面積と思われます。ただ、既に許可なしに転用されており、深く反省している旨の始末書が提出されております。排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

20番は、使用貸借権設定による進入用道路のための転用許可申請です。自宅への通路として必要なため申請するもので、農地区分は10ha未満の広がりがない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、自宅への通路として妥当な面積と思われます。ただ、許可を得ず通路として使用してきたことを深く反省され、始末書の提出を受けております。排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

21番は、使用貸借権設定による個人住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりがない生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、総事業面積211.22㎡のうち転用面積68㎡、個人住宅1棟で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことでした。工事期間は、平成29年5月1日から平成29年12月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上9件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま13番から21番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。また、13番から16番については、3,000㎡を超えるわけですので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

　　続きまして、22番。

#### 12番 木下三智也委員

12番委員、木下です。

22番と23番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

22番は、使用貸借権設定による個人住宅の転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、建築面積110.13㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。しかし、農地法の許可を得ないで農業用資材置き場に利用していたことについて、始末書の提出がっております。開発許可が必要ですが、集落内開発制度指定区域で、開発景觀課へ事前審査の申請中です。工事計画は、平成29年6月1日から平成29年12月30日までで、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。

23番は、所有権移転による個人住宅の転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、事業面積488.65㎡のうち建築面積101.08㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要ですが、集落内開発制度指定区域で、開発景觀課へ事前審査の申請中です。工事計画は、許可日から平成30年3月31日までで、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地確認、調査を行い、立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より 22 番から 23 番についてご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、24 番。

### 30 番 福原幸一委員

30 番委員です。

24 番から 25 番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

24 番は、太陽光発電設置のための賃借権設定の許可申請です。前回、地区委員会までに境界の確定ができなかったため継続審議とした案件です。農地区分は、10ha 未満の広がりのない農地で 2 種農地と判断されます。土地利用計画は、事業面積 708㎡に太陽光パネル 210 枚、発電容量 49.5kw を設置される予定で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、許可日から平成 29 年 6 月 30 日までで、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。

25 番は、太陽光発電設置のための賃借権設定の許可申請です。農地区分は、10ha 未満の広がりのない農地で 2 種農地と判断されます。土地利用計画は、事業面積 1,094㎡に太陽光パネル 288 枚、発電容量 49.5kw を設置される予定で、妥当な面積と思われます。九州電力からの工事請負同時負担金請求書の写しも添付されており、資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成 29 年 5 月 1 日から平成 29 年 7 月 30 日までで、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。

以上 2 件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、24 番から 25 番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、26番。

11番 山田明文委員

11番委員、山田です。

26番から31番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

26番は、所有権移転による建売住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、建築面積54㎡の住宅4棟で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、平成29年5月31日から平成30年7月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

27番と28番は関連で、所有権移転による建売住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。土地利用計画は、建築面積71.21㎡の住宅13棟で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、平成29年5月15日から平成31年4月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

29番は、所有権移転による建売住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、建築面積43.47㎡の住宅2棟で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、平成29年6月10日から平成29年10月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

30番は、所有権移転による建売住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、住宅16棟で、妥当な面積

と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのこと。工事期間は、許可日から平成30年12月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

31番は、賃借権設定による太陽光発電設備のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、太陽光パネル1,520枚、発電出力442.6kwで、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成29年5月1日から平成29年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上6件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、いずれも立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているものとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま26番から31番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。また、27番、28番、30番、31番については、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することにいたします。

次は32番、お願いします。

13番 緒方一臣委員

13番委員、緒方です。

32番、33番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

32番は、法人が賃借権を設定し、太陽光発電設備を設置するための転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団で生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、太陽光パネル、パワーコンディショナーを設置される計画で、転用規模として適当と思われます。事業費に見合う資金証明及び排水同意等、必要書類は添付されています。周辺農地の調整も済んでおり、工期は6月30日ま

でです。

33番は、土地収用事業による地縁団体の墓地の収用移転です。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地の一団で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して転用されるため、不許可の例外に該当すると思われます。事業計画は、墓地30区画、駐車場5台分を計画されており、転用面積は適正なものとして判断されます。資金は地権者、地縁団体、国土交通省等の補償費、三者契約により賄われます。排水同意など必要書類は添付され、周辺農地の調整も済み、被害防除等も問題ありません。墓地は経営許可が必要となりますが、生活衛生課と事前協議は終了し、地域の個別同意書も添付されています。工期は平成29年9月25日を計画されています。

以上2件、さきの地区委員会にて現地調査を行い、協議、検討の結果、立地基準、一般基準ともに満たされていると判断されます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま32番から33番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、34番。

3番 牧野正治委員

3番、牧野。

34番から41番までについて、地区委員会での協議状況を報告します。

34番は、駐車場建設のための所有権移転による転用申請であります。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、隣接の太陽光発電設備管理のための駐車場と回転スペースなどで、転用面積としては適正なものと思われます。事業計画、資金証明、排水同意等もそろっております。土砂の流出、被害防除等も問題はないと思われます。工事期間は、平成29年12月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

35番は、個人住宅への進入路建設のための所有権移転による転用

申請であります。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、進入路131㎡で、転用面積としては適正なものと思われます。申請地は昭和45年ごろから通路として使用されてきており、農地法に無知であったと深く反省している旨の始末書が添付されております。転用面積としては適正なものと思われます。事業計画、排水同意ともそろっております。土砂の流出、被害防除等も問題ないと思われます。工事期間は、平成29年7月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

36番は、太陽光発電設備のための使用貸借による転用申請であります。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、事業面積1,398㎡に、太陽光発電パネル432枚とパワーコンディショナー18台及び管理用通路などで、転用面積としては適正なものと思われます。事業計画、資金証明、排水同意、九電負担金通知書もそろっております。土砂の流出、被害防除等も問題ないと思われます。工事期間は、平成29年9月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

37番から41番は関連であります。37番、38番、39番は、自動車整備工場のための所有権移転による転用申請であります。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですけれども、住宅その他の申請地の周辺において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもので、不許可の例外に該当するものと思われます。土地利用計画は、事業面積1,194㎡に、鉄骨平屋建て自動車整備工場と事務所205.7㎡及び、進入路及び回転スペース、駐車場、排水施設などで、転用面積は適正であると思われます。集落内開発制度指定区域で、開発許可申請中であります。

40番、41番は、自動車整備工場に関連して、整備のための一時預かりの駐車場30台分と進入路、回転スペースで、転用面積としては適正なものと思われます。事業計画、資金証明、排水同意等もそろっております。土砂の流出、被害防除等の問題もないと思われます。工事期間は、平成29年12月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上8件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用基準を満たしているとの協議確認をいたしたところであります。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま34番から41番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案及び第5号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 第4号議案、第5号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

まず第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（1号）について、ご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細25ページの1番から26ページの9番までの合計9件で、1番が公社による買い取り、2番が公社からの売り渡し、3番から9番までが相対による売買です。面積は、9件合わせまして、田1万6,266㎡、畑1,843㎡の、合計1万8,109㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細26ページの10番から49ページの68番までで、貸手57名、借手35名の件数59件です。契約期間別では、6年未満が41件、10年以上が18件で、面積は59件合わせまして、田16万7,662㎡、畑3万8,755㎡の、合計20万6,417㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稻、飼料作物、畑作物、果樹、施設野菜、露地野菜です。

次に、再設定分です。明細49ページの69番から67ページの116番までで、貸手48名、借手35名の件数48件です。契約期間別では、6年未満が36件、6年以上10年未満が1件、10年以上が11件で、面積は48件合わせまして、田15万988㎡、畑7万4,069㎡の、合計22万5,057㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては麦、水稻、果樹、飼料作物、露地野菜、施設野菜です。

次に、利用権移転です。明細67ページの117番から69ページの119番までの、譲渡人2名、譲受人1名の件数3件です。契約期間別では、6年未満のみで、面積は田のみの2万4,069㎡です。権利の種類につきましては賃借権、利用内容は水稻です。

続きまして、第5号議案です。

70ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。明細71ページの1番から75ページの12番までで、貸手12名の件数12件です。契約期間別では、6年未満が4件、10年以上が8件で、面積は12件合わせまして、田4万6,749㎡、畑1,590㎡の合計4万8,339㎡です。権利の種類につきましては賃借権、利用内容といたしましては水稻、畑作物を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第4号議案及び第5号議案の説明につきましては、以上です。

議長 ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、計画案どおり承認することに決定します。  
続きまして、第6号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、3件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査の結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。  
それでは、1番、お願いします。

### 36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

1番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

1番の願出人は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は兼業農家で、東区小山町の畑2筆、全農地について、願出人みずから引き続き農業経営を行っていることを、地元農業委員が確認しております。

以上、1番につきまして、引き続き農業経営を行っており、証明に

ついては何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願ひ出どおり証明することに決定いたします。  
　　続きまして、2番。

#### 1 2 番 木下三智也委員

1 2 番委員、木下です。

2 番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2 番は、贈与税の納税猶予継続のために必要とする証明の願ひ出です。願出人の対象農地7筆について、農地として適切な管理、耕作が行われていることを、地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において証明書の交付について、何ら問題ないものと協議いたしました。

以上1件、ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願ひ出どおり証明することに決定いたします。  
　　続きまして、3番。

#### 1 1 番 山田明文委員

1 1 番委員、山田です。

3 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3 番は、相続税の納税猶予継続のために必要とする証明願ひです。願出人の対象農地1 2筆について、農地として適切な管理、耕作が行われていることを、地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会に

において証明書の交付については、何ら問題ないものと協議しました。  
ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この  
件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することにいたします。  
続きまして、報告事項です。

事務局 　　黄色い用紙をごらんください。報告事項、1番から10番までの項  
目があります。合計112件の報告案件のほうが上がっておりますの  
で、よろしく申し上げます。  
報告事項につきましては以上です。

議 長 　　次に、次第の6、その他です。本日は報告事項が2件あります。事  
務局より2件続けて説明をお願いします。

事務局 　　事務局でございます。  
このたび4月の定期異動により農業委員会より事務局長を拝命いた  
しました福田でございます。農政としましては、農業経営課ですとか  
農商工連携推進課、前職は東区の農業振興課長を拝命しておりました  
が、農業委員会は初めてでございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、報告関係、時間は来ておりますけれども、2件ほどござ  
います。

1つは、人事異動説明と、2つ目は新体制農業委員会の説明をさせ  
ていただきたいと思います。お時間をいただきましてご説明させてい  
ただきます。

お手元の4月の定期異動によります職員の任免についてということ  
で、お手元に資料がございます。資料は両面になっておりますが、初  
めに上のほうに「退職・転出」と書いているほうをごらんください。  
3月31日をもちまして事務局長の田上彰一、副事務局長の堀田幸洋、  
北区分室長の永田裕人の3名が、定年退職をいたしたところでござい  
ます。そして4月1日付で北区分室の坂本参事、本庁の橋本主任主事、  
南区分室の浦川主任主事の3名が、市長事務局へ異動となっております

す。

それでは、資料の裏面のほうをお願いします。「転入等」と書いた面をごらんください。4月1日付で農業委員会事務局に異動となりました職員でございます。市長事務局より総勢7名が異動となりました。この異動によりまして南区分室の職員が1名増員となっております。本日は、この会場に異動で参りました職員の中で、私を含めまして3名がおりますので、ご紹介を申し上げます。

副事務局長の清田政史でございます。

事務局 清田と申します。よろしくお願いします。

事務局 北区分室長の原田邦久でございます。

事務局 原田と申します。よろしくお願いします。

事務局 改めまして、事務局長の福田でございます。

農業委員会については、皆様ご承知のとおり次年度以降、農業関係の法律が一部改正されております。いろいろな制度が次年度以降変わっていくこととなります。スケジュール的には、本年度から制度移行に向けて本格的に始動させていただきます。この制度の移行が、委員の皆様を初め農業者の皆様方にとって希望が持てるものですか、期待が持てるようになるように、事務局として精いっぱいさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

報告の2点目でございますが、その今申し上げました農業委員会の新制度について、ご説明をさしあげたいというふうに思います。もうしばらく時間をいただきまして説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

事務局 申しわけございません。私のほうから10分、15分程度、すみません、時間をいただきたいというふうに思っております。説明を座らせていただいてさせていただきますので、申しわけございません。

皆さんに、今こういう「農業委員会制度改正に伴う新体制の準備業務」という冊子が来ているかと思っております。これに沿ってご説明をさせていただきます。

改正農業委員会法については、もう皆さんいろいろな会等で聞かれていると思います。その中で皆さんは、国は平成26年6月に農林水産業、地域の活性創造プランを改正して、本プランに基づき農政改革

を進めていくという方針を決定しております。農業改革を進めるに当たっては、政策を活用する経済団体が積極的に活動できる環境整備が必要不可欠として、農業協同組合法の一部改正に伴う法律を公布し、農業委員会等に関する法律を含み、平成28年4月1日から施行する法律をつくっております。本来なら同月から改正農業委員会に、農業委員会法に基づき農業委員会を運営しなければなりません。全国の農業委員会の委員の皆様は、それぞれ異なっていることを踏まえ、混乱なく円滑に新制度へ移行するためには、従来の公選制で選任された皆さんです。皆さんの任期満了までは引き続き在任していただき、その在任期間時に新たな制度に持っていきたいというふうに考えております。

その新たな制度と申しますのが、今は全て公選制で、皆さんは選挙によって選出されている皆さんでございます。これを農業委員の方を自薦・他薦問わず手を挙げていただきまして、議会の同意をいただくと、そして市長が任命するというような形に持っていきたいというふうに考えております。ですから先ほども申しましたとおり、皆様は30年4月14日が任期だと思っております。そこまでは皆さんのほうで農業委員会業務を粛々と行っていただきたいと、その1日後、15日以降が新制度に、農業委員さんでそういう制度になりますというようになります。ですから皆様におかれましては、今後どのような進め方をするかというのを、概要の説明、それと移行スケジュールをつくってきておりますので、ちょっと時間をおかりしたいと思っております。

それでは、1ページをあけていただきまして、どういうふうになるかというので書かせていただいております。今回の改正の目的としましては、水色部分に書いている部分でございます。ちょっと読ませていただきます。「農業委員会は、その主たる使命である」、この赤字は飛ばします。「担い手への農地の利用の集積・集約、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の推進など、農地の利用の最適化を積極的に推進していくこと」を目的に掲げられております。そこで今回の主な改正点としましては、赤書きで4つほど色塗りしております。

第1に、農業委員会の選出方法の変更があります。これは下に書いてありますとおり、農業委員会の選出は、従来の公選制から推薦・公募をもとに市長が議会の同意を得て任命する方法に変化します。これが先ほど申しております皆様が、来年30年5月14日までは今の体制をとりますけれども、それからはこういうような推薦・公募をした上で、議会の同意を得て市長任命というふうになってきます。

第2に、農業委員の定数の削減が出されております。下を読ませていただきますと、現行定数の2分の1程度に削減されます。これは政令によって決まっております。農業者数が6,000人以上、農地面積が5,000ha以上を有する農業委員の定数を、上限24名というふうに決められてございます。ですから今現在の49名ですかね、49名から24名に変更というふうになります。

第3に、農地利用最適化推進委員の新設というような形で書かせていただいております。農業委員会とは別に、各地域において農地利用の最適化を推進する農地利用最適化推進委員が新設されます。最適化推進委員は、原則として各地域100haに1名程度出てきていただきまして、農業委員会が委嘱するという形になります。

4番目に、農業委員会の業務の重点化というふうに書かせていただいております。農業委員会の業務は農地利用の最適化の推進であることを、明確化するというふうに理解していただければいいかと思えます。この最適化と申しますのは、先ほどの改正農業法の中にあります担い手への農地の利用の集積や集約化、それと遊休農地の発生防止、新規参集者の促進をやるというような業務になっているというふうに、理解していただければ結構でございます。

次に、改正法への経過措置というふうに書かせていただいております。時間がありませんのでちょっとはしりますけれども、5点確認なんですけれども、皆さんの任期が30年4月14日というふうになります。本来でしたら28年4月1日に法整備がなりますので、ここで変えないかん。ただし、ここで変えることによって、残任期間がありますので相当な混乱を起こすということで、あえて在任期間を全うしていただきます。そして、その後、新体制に移行するというふうなことを、これに書かせていただいております。

次のページをあけていただきましょうか。それでは、先ほど申しました、今回は農業委員と農地利用最適化推進委員をつくりますという話をさせていただいております。その役割としましてここに書かせていただいております。委員の皆様と推進委員は、車の両輪として農地行政を推進する必要がございます。

そこでまず農業委員さんの皆様の業務内容として、左のほうに書かせていただいております。ちょっと読ませていただきます。委員会に出席し議案を審議して最終的に合議体として決定することが、主要業務となります。また、これに加えて今後は、最適化推進委員とともに現場活動を行うことも行っていただきたいと、現在もやっていたらと思えますけれども、それ以上にそちらの業務にも当たっていた

だきたいというふうに書いてあります。

それと、それに対しまして、右側の農地利用最適化推進委員の方はどういふことをするかというふうに書かせていただいております。先ほど申しましたとおり推進委員の方については、地域を決めて地域から選出していただくという形になります。ですからその担当地区が当然おのずと出てまいります。ですからその担当地区において現場活動を行ってもらおうと、これが主の業務になります。ただ、その現場活動とはどういふものかという形になりますけれども、地域の会合に積極的に出席いただきまして農地利用等の情報を収集していただきます。そういうことで、そこに書いています担い手への農地集積の推進ができるんじゃないかと、それと遊休農地の解消をする、これが大きな仕事になります。ですから推進委員になられた方については、事あるごとに集落の座談会等に参加されまして今の状況、「耕作放棄地がどこあるもんね」と、「俺、反田が使いたいよね」と、「俺、貸したいよね」というような、いろいろな情報が流れてくるかと思っております。それをつないで集積をかけていきたいというふう考えております。

そうするとその2段目、左の農業委員さんの下の2番目のポチですけれども、推進委員、これはすみません、推進委員を活動しやすいように、農地等の利用の最適化に関するルール決めをつくらないかというふうな形になっております。これはそのルール決め、今度は右に行くんですけれども、推進委員の方々も意見を述べてくださいというふうな形になります。また、そのルールに、それを決めたルールに基づいて現場活動を行っていきましょうというふうなことで書いています。これは指針を踏まえて現場活動を行うという部分でございます。

それで下から3番目の1、2、3、ポッチがあります。これは今現在この農業委員会体制です。委員の方々には基本的には総会に参加して、この3つのポチ、農地の権利移動の確認、それと集積の決定、転用関係の意見、いろいろな形を今後これに特化してやっていただきたいというふうに考えております。そして推進委員につきましては、地域の実情をしながら現場活動をやっていただきたい。ただし、推進委員の方々についても、農業委員さんのほうが、「現場関係は推進委員が詳しいから、推進委員が出てくれよね」というようなことだったり、「私、推進委員だけど、総会に出て物を言いたいんです」ということも認められているというふうな形になってまいります。ですから本来は農業委員さんは、この形の協議だけじゃございませんので、先ほど申しましたとおり、両輪として両方が互いに協力しながら、地域の農業関係や農業の振興を図っていただきたいというふうに書いてござい

ます。

そして、次のページをあけていただいでようございますでしょうか。熊本市の農業委員会の変更点という形で書かせていただいで、これを見れば一番わかるのかなというふうに考えております。左側には変更前といいますか、30年4月14日まではこういう形でいきますよと、そうすると変更後というのが1日後、15日以降はこういう形になりますというような書き方をさせていただいております。

変更前の農業委員さんの役割としましては、こういった総会関係に許可等を決めることや、委員会での決定及び農地のパトロールも今はやっていらっしゃるということ、これを新しく4月15日以降は農業委員さんについては、基本的にはこういう総会のところで意思決定を決めていただきたいと、そうすると推進委員さんについては農地パトロールや、先ほど申しました地域の会合に出させていただいて、積極的に参加していただいで農地情報を収集し、農地集積にかかっているというように形に分かれるというふうに書いてございます。

そすと、選出方法という形で書かせていただいております。現在の委員の皆様は全て公選制、選挙によって選出された皆さんでございます。それと議会や各種団体から選任された委員の方々もいらっしゃいます。これを全て変えましょうということです。どういうふうになるかといいますと、次の赤字で書いている部分があるかと思ひます。推薦・公募で市長が任命制をとりますという形であります。これは自薦・他薦問わず農業委員になりたいという方が手を挙げていただく。そこら辺が、その部分で24名上限がございまして、地域に満遍なく入っていただくような形で、市長が任命していくというような形になります。その中で要件が議会の同意が必要ですよと、そういうことだったり、推薦する方は認定農業者、要するに24人のうちの12人は、認定農業者じゃないかんですよというような要件がございまして。それと各年齢層、これはいつからの年齢にするか、私どもも決めかねてはいますが、40代、50代、60代、70代、80代、結構あります。それを満遍なく皆さんから手を挙げていただきまして、そういう方々に満遍なくやって、公正・公平な形をとっていきたいというような考え方です。それと女性と、農業の利害関係をしていないということは、農業をやっていないというふうに言いかえたらいいかと思うんですけども、そういった人たちの登用も1名以上は入れてくださいというのが、今回の変わった部分でございまして。

その隣の推進委員さん、推進委員さんも推薦・公募という考え方をしております。これは自薦・他薦問わず推進委員さんも手を挙げてく

ださいということです。でも、農業委員さんのほうは議会が同意して市長が任命しますけれども、推進委員さんにつきましては現在の農業委員さんが委嘱という形になりますので、そこが違うというふうな形になります。

その次が定数と書かせていただいております。今現在49名の委員の皆様がいらっしゃると思います。その内訳としまして公選制で40名、選任制で9名の方がいらっしゃるというふうに理解しております。その中で今度、農業委員さんは、先ほど申しましたように、法令で24名を上限としますというような形で決まっておりますものですから、24名の皆さんしか農業委員にはなれないよというような状況でございます。そして推進委員については、農地100haに1人の上限等をします。そうすると相当な数になるんで、ここも定数については今後私ども事務局、農業委員さんと含めていろいろな協議をさせて、適正人数を決めていきたいというふうに考えております。今、調査員の方が60人いらっしゃるというふうにお聞きしております。この調査員という制度は、次回からは廃止というような形になるということで、ご理解をいただきたいと思っております。

申しわけございません。1ページあけていただきまして、じゃ、今後、来年の4月15日に向けてどのようなスケジュールを組んでいくかということで、書かせていただいております。29年5月、今ですよね、農業委員会において農業委員、農地利用最適化推進委員の定数等を決定を行いますというふうに書かせていただいております。あとロードマップもありますんで、これはざっくり読みます。そういった形で5月中には決めたいなというふうに考えております。

そして6月。6月の第2回定例会のほうに、経済委員会のほうに所管事務報告として、新制度及び業務スケジュールを説明していきたいというふうに考えております。

それと6月から9月、地域説明会の開催というふうに考えております。新制度について説明し、自薦・他薦というのができますよと、こういう方々をJAあるいは農区、あるいは認定農業者等に、説明会をやりたいというふうに考えております。先ほど委員会のほうでご指摘を受けまして、直接ぼんとやるよりも、まず地域のことは地域の役員さんが一番詳しいということがありますものですから、こういう説明会をする前に、地域の皆様と進め方についてご協議させていただきたいというふうに考えております。

それから9月。9月につきましては、ここで農業委員会とか推進委員さんの定数とか報酬とか、これは条例改正が当然伴います。これを

9月議会に上げていきたいというふうに考えております。そしてそれがオーケーが出ましたときに10月、市政だよりとかホームページ、農業委員だよりで、農業委員さんとか推進委員さんを公募の周知をしていきます。それで皆さんに漏れなく周知をするというふうな形でいきます。

そうすると10月から11月、約1カ月間、その公募を周知したもののついて公募を受け付けます。約1カ月間ここで待って、皆さんからの自薦や他薦を引き上げるというような形になります。

そして12月。12月に農業委員さんを選出していこうかと、そうすると推進委員さんについても全く一緒の考え方です。

そして2月。第1回定例会で、農業委員会に手を挙げていただいた方々を議会に同意を求めまして、その後、市長が任命していくというような考え方になります。そして4月15日、新たに新体制になりまして、これからその後いこうというような形で、今後進みたいと思っております。

そして最後に、こういうようなカレンダー的なやつが入っているかと思えます。これがこれから毎日の推進状況を、どうやって進めていこうかというふうに書かせていただいております。その中で茶色の部分、茶色の濃い部分があります。これは農業委員さんに係る部分を書かせていただいております。例えば29年4月10日ですね、きょう、農業委員会の総会があつておりますというふうに書かせていただいております。その中で今説明している役員会も総会も説明しましたがけれども、法改正の内容だったり委員の定数だったり推進委員の定数、推進委員については地区割りも必要になってきますんで、地区担当割を説明をきょうしたというような形で、ご理解いただいて結構でございます。

それでこれ以降、大体25日ごろまで縦に延びている線があるかと思えます。これは推進委員となっておりますけれども、基本的には農業委員さんの定数を24名と、推進委員さんの地区割りを、どこをどうしようか、こういうのを事務局が案をつくります。これを事務局が案をつくれたのを、5月の農業委員会が8日に開催されます。この間に役員の皆様に、こういうのをたたいていただきたいというような考え方を持っております。ですからできるとするならば27、28、5月1日、2日、この4日間の中で、事務局が示しました農業委員さんの、認定農業者さんは24のうちの12名ですよ、そうすると今度は女性はどうやって入れましょうかとか、農業関係に関係ない人は、どこのどういう人を入れましょうかという素案をつくります。

素案をつくったのをたたいていただきたいというふうに考えております。それを5月の農業委員会が開催される、これはその他と書いて入れたんですけれども、これは一番大事なことだと思います。一番にこういうような農業委員さんの定数はこんくらい決めるぞとか、推進委員さんはこんくらい決めるぞ、地区はこういう割り方するぞというのを、皆さんに同意をいただきたいと、それで農業委員会の総意として前に進んでいきたいというふうな考え方を持っております。

それに伴ってその下の欄ですけれども、当然地域の方々にも説明がいきますし、当然自薦・他薦されますんで、地域説明をやるというような形に進んでいきたいと思っております。29年6月1日からずっと1カ月入っております。茶色の部分でございます。これを地域説明会の開催を、東西南北でやりたいというふうに書かせていただいております。先ほどの委員会でもご指摘ありましたとおり、当然こういうような会議をする前には、地区の地区委員さんとも、進め方についてはこういうふうにしていきたいという前すり合わせをやらせていただきたいと、この日付は先ほどちょっとあったものですから、ここへ入っていません。今後入れていくつもりでございます。

そすと7月、8月と毎回毎回農業委員会がございまして。この部分については進捗状況だったり進捗スケジュール、30年4月に向けたスケジュール表を、毎回こういうふうに提示させていただきます。何月何日はこういう形にするぞというやつを、これを皆さんに見ていただいて、30人は要らん、これは要らんとじゃにゃーというのを教えていただきながら、前に進めていきたいというふうに考えております。

それと5月の17、18で水色系で書いております。農政局へ事業進捗報告をやって進め方の協議ということで、農業委員さんは市町村長が決めるというようなことになっておりまして、農業委員会の事務局じゃなくて12階のブランドとかそういう形になりますんで、この辺の進め方について随時協議して、毎月1回協議をして、どういふふうにして進めていくかを協議していきたいというふうに考えております。それが大体水色で毎月毎月大体15日以降に入っている部分でございます。

そすと、ちょっと焦げ茶色的なやつですかね、5月24日、これは議会とか執行部に対する説明という形で入れさせていただいております。5月24日、25日等には、皆さんの総意として決めた農業委員さんの定数、委員の定数、推進委員の地区割り等を議会に報告、あるいは経済委員会のほうに報告をして、今後の移行スケジュールも含めて報告をしたいというふうに考えております。

それと6月5日から、ずっと右の方ですよ、茶色、何ですかね、色が、第2回で定例会がございます。定例会がずっとありますんで、この6月27日、28、29、これはちょっとわかりません。こちら辺が委員会があるのかなというふうに書かせていただいております。これはまずもって農業委員会としてはこういうような進め方をやっていますということで、議会に報告をしたいというふうに考えております。

そして今度は7月3日から31日、これは9月までで考えていきますけれども、第3回定例会に向けた定数条例の改正及び、いろいろな改正せないけません。これを9月議会に向けて訂正をやっていくというような形、その中には当然皆さんの報酬だったり委員さんの報酬というの、含んで検討していきたいというふうに考えております。

一応8月までのロードマップとして挙げさせていただいております。これから1カ月過ぎたら、それが1カ月分が追加として出てきて、こういった形で進めてまいりますということを、皆さんのほうにご報告をさせていただくと、そして皆さんのご意見をいただきながらよりよい形に、もう尻に火がついているといいますか、来年の4月15日には、これをスタートせないかんということになりますんで、こういった形で進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

議長 今、事務局より説明が終わりましたが、何か質問等ございませんか。

一同 なし。

議長 どうもお疲れさんでございました。  
これをもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。  
なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定によりその整理を、議長に委任願いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。  
どうもお疲れさまでございました。

事務局 以上で閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午後 5 時 1 4 分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成29年4月10日

会 長 森 日出輝

署名委員 福 田 誠 也

署名委員 牧 野 正 治

書 記 坂 本 己 喜